

第 35 回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成 29 年 5 月 26 日（金）午後 2 時 00 分から午後 2 時 34 分まで

2 開催場所 幕別町役場 3 階会議室

3 出席委員（22 名）

会長	26 番	谷内	雅貴
会長職務代理者	25 番	田邊	忠幸
委員	1 番	石川	雅洋
	2 番	加藤	宏
	3 番	大野	和也
	4 番	高橋	秀樹
	5 番	井田	留吉
	6 番	中島	孝
	7 番	大道	健實
	8 番	齊藤	一男
	10 番	渡邊	ひろ子
	12 番	鬼頭	良市
	13 番	白木	孝和
	14 番	深松	俊英
	15 番	宗廣	武夫
	16 番	国枝	隆幸
	17 番	千葉	茂喜
	19 番	鯖戸	英明
	20 番	尾藤	欣二
	21 番	大澤	慶博
	22 番	高野	英一
	24 番	香西	浩志

4 欠席委員（3 名）

11 番	菅野	能稔
18 番	森	勤子
23 番	前川	厚司

5 議事日程

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

- 第 1 号 農地所有適格法人報告書の受理について
- 第 2 号 農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について
- 第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可について
- 第 4 号 農地一時転用に係る復元状況の報告について
- 第 5 号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について

議案

第1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

第4号 現況証明について

6	事務局長	廣瀬 紀幸
	忠類支局長	川瀬 康彦
	農地振興係長	広田 瑞恵
	忠類支局農地振興係長	伊藤 憲彦
	農地振興係主任	南 敦朗
	農地振興係主事補	折笠 亜衣

7 会議の概要

議長	幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第35回農業委員会総会を開催いたします。次に議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により指名をいたします。議事録署名委員に、20番尾藤委員、21番大澤委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
議長	次に諸般の報告を事務局から申し上げます。
事務局	諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定により、11番菅野委員、18番森委員、23番前川委員より欠席する旨の届出がございましたのでご報告いたします。
議長	次に、報告第1号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。事務局から報告第1号の説明をいたします。
事務局	報告第1号「農地所有適格法人報告書の受理について」。農地所有適格法人報告書について、4法人から提出がありましたので報告いたします。いずれも書類等完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。
議長	報告第1号について説明を申し上げました。何かご質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第1号については報告のとおり承認されました。
議長	次に報告第2号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」を議題といたします。事務局から報告第2号1番から4番を説明いたします。
事務局	報告第2号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」。農地法第

議長	18 条第 6 項の規定により合意解約通知があったので報告します。案件は議案書 1 ページから 2 ページの 4 件でございます。いずれも書類等が完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。 報告第 2 号 1 番から 4 番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし) 議長 質疑がないようですので、報告第 2 号 1 番から 4 番については報告のとおり承認されました。
議長	次に報告第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可について」を議題といたします。事務局から報告第 3 号 1 番、2 番の説明をいたします。
事務局	報告第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可について」。農地法第 5 条の許可申請について、下記のとおり許可したので報告します。案件は議案書 3 ページの 4 月 27 日第 34 回総会で審議された 2 件でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。なお記載のとおり条件を付し平成 29 年 5 月 19 日付で許可をしております。以上で報告を終わります。
議長	報告第 3 号 1 番、2 番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第 3 号 1 番、2 番については報告のとおり承認されました。
議長	次に報告第 4 号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」を議題といたします。事務局から報告第 4 号 1 番、2 番の説明をいたします。
事務局	報告第 4 号「農地等一時転用の係る復元状況の報告について」。農地法第 5 条により一時転用されていた下記の農地について、農地として復元されていることを確認いたしましたので報告します。案件は議案書 4 ページの平成 28 年 3 月 30 日及び平成 28 年 5 月 12 日に許可をしておりました 2 件でございます。平成 29 年 4 月 26 日、29 日付でそれぞれ完了報告を受理し、今月 19 日の現地調査で農地として復元されていることを確認いたしました。以上で報告を終わります。
議長	報告第 4 号 1 番、2 番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第 4 号 1 番、2 番については報告のとおり承認されました。

議長	次に報告第 5 号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。事務局から報告第 5 号 1 番の説明をいたします。
事務局	報告第 5 号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」。公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権移転に係る利用調整の結果を報告します。案件は議案書 5 ページの今月 19 日に町公社が利用調整を行った 1 件であります。内容につきましては記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	報告第 5 号 1 番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第 5 号 1 番については報告のとおり承認されました。
議長	次に議案第 1 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案第 1 号 1 番、2 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 1 号 1 番、2 番について、議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書 1 ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。
3 番	3 番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 1 番、2 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 1 号 1 番、2 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 1 号 3 番、4 番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第 1 号 3 番、4 番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添調査書 2 ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

13 番

13 番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 3 番、4 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第 1 号 3 番、4 番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第 1 号 5 番、6 番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第 1 号 5 番、6 番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書 3 ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

8 番

8 番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 5 番、6 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第1号5番、6番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第1号7番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第1号7番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書4ページ上段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番 22番説明いたします。この案件につきましては、農地所有適格法人への移行に伴う借受者の変更案件であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号7番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第1号7番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第1号8番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第1号8番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書4ページ下段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番 19番説明いたします。この案件は、平成24年9月に町公社が利用調整会議を行った案件であります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号8番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第1号8番は原案のとおり可決されました。

次に議案第1号9番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第1号9番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書5ページ上段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

21番

21番説明いたします。この案件につきましては、今月19日に町公社が利用調整を行った案件であります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号9番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第1号9番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第1号10番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第1号10番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書5ページ下段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
10 番	10 番説明いたします。この案件は、平成 24 年 8 月に町公社が利用調整を行った案件であります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の所有権の移転については問題ないと考えております。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 10 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 1 号 10 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 1 号 11 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 1 号 11 番について議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は別添農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書 11 ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
8 番	8 番説明いたします。この案件につきましては、平成 19 年 5 月に利用調整を行った案件でございます。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の所用権の移転については問題ないと考えております。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 11 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 1 号 11 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とい

たします。議案第2号1番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号1番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添農地法第3条調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番

16番説明いたします。この案件は、本来地区担当農業委員は森委員ですが本日総会欠席のため私の方から説明いたします。この案件は、後継者への使用貸借期間満了に伴う権利の再設定でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第2号1番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第2号2番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号2番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添条調査書2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番

6番説明いたします。この案件は、今月19日に尾藤委員、前川委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号2番について原案のとおり

	り決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第2号2番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第2号3番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第2号3番について議案書をもとに朗読】 この案件は別添調査書3ページに記載されておりますように、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
15 番	15 番説明いたします。この案件は、後継者への生前一括贈与のよる所有権の移転でありますので周辺農地への影響がないと考えております。なお詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号3番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第2号3番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第3号1番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第3号1番について議案書をもとに朗読】 この案件は通路の設置を目的とする転用でございます。農地区分は甲種農地であります。甲種農地は原則不許可であります。本件は農業振興地域整備計画の農業を担うべき者の育成確保たる施設として位置付けられた農家住宅に付随する転用であることから問題ないと考えております。なお、立地基準・一般基準等の詳細につきましては別添審査表に記載されているとおりでございます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
7 番	7 番説明いたします。この案件は先月19日に高橋委員、宗廣委員、事務局と

	で現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお詳細につきましては、事務局の説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第3号1番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第3号2番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第3号2番について議案書をもとに朗読】 この案件はロール置場の建設を目的とする転用でございます。なお農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。なお、立地基準・一般基準等の詳細につきましては別添農地転用許可申請に係る審査表に記載されているとおりでございます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
6 番	6番説明いたします。この案件は今月19日に尾藤委員、前川委員、事務局とで現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお詳細につきましては、事務局の説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第3号2番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第4号「現況証明について」を議題といたします。議案第4号1番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第4号1番について議案書をもとに朗読】

議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
15 番	15 番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。今月 19 日に尾藤委員、前川委員、事務局とで現地調査を行い、農地・採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 4 号 1 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 4 号 1 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に、議案第 4 号 2 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 4 号 2 番について議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
24 番	24 番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。今月 19 日に尾藤委員、前川委員、事務局とで現地調査を行い、農地・採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 4 号 2 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 4 号 2 番は原案のとおり可決されました。
議長	議案は以上であります。
	これをもって、第 35 回農業委員会総会を閉会いたします。
事務局	ご起立願います。ご苦労様でした。